

令和6年度 西日本弁理士クラブ

臨時総会議案資料

期日 令和6年8月9日（金）

午後6時00分～7時00分

場所 アットビジネスセンター大阪梅田906号室

+Zoom会議

議案

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 令和7年度日本弁理士会会長候補予定者選出の件 |
| 第2号議案 | 令和7年度日本弁理士会副会長候補予定者選出の件 |
| 第3号議案 | 令和7年度日本弁理士会監事候補予定者選出の件 |
| 第4号議案 | 令和7年度日本弁理士会関西選挙区常議員候補予定者選出の件 |
| 第5号議案 | 令和7年度西日本弁理士クラブ幹事長選出の件 |
| 第6号議案 | 令和7年度日本弁理士会四国選挙区常議員候補予定者選出の件 |
| 第7号議案 | 西日本弁理士クラブ会則改正について承認を求める件 |

西日本弁理士クラブ
令和6年度 臨時総会

議 案

1. 第1号議案 令和7年度日本弁理士会会長候補予定者選出の件
令和7年度日本弁理士会会長候補予定者に、
「北村修一郎君(10730)」を選出することの承認を求める件
[理由] 西日本弁理士クラブ内規「人事規程」第3条第1号の規定に照らし幹事会として最適任であると認めため。
2. 第2号議案 令和7年度日本弁理士会副会長候補予定者選出の件
令和7年度日本弁理士会副会長候補予定者に、
「小谷昌崇君(11538)」
「小澤壯夫君(12033)」を選出することの承認を求める件
[理由] 西日本弁理士クラブ内規「人事規程」第3条第1号の規定に照らし幹事会として最適任であると認めため。
3. 第3号議案 令和7年度日本弁理士会監事候補予定者選出の件
令和7年度日本弁理士会監事候補予定者に、
「喜多秀樹君(10445)」を選出することの承認を求める件
[理由] 西日本弁理士クラブ内規「人事規程」第3条第2号の規定に照らし幹事会として最適任であると認めため。
4. 第4号議案 令和7年度日本弁理士会関西選挙区常議員候補予定者選出の件
令和7年度日本弁理士会関西選挙区常議員候補予定者に、
「山田裕文君(12453)」、
「道坂伸一君(13141)」、
「丹野寿典君(13763)」、
「白井宏紀君(14236)」、
「村井康司君(16990)」、
「谷水慎君(20622)」を選出することの承認を求める件
[理由] 西日本弁理士クラブ内規「人事規程」第3条第2号の規定に照らし幹事会として最適任であると認めため。
5. 第5号議案 令和7年度西日本弁理士クラブ幹事長選出の件
令和7年度西日本弁理士クラブ幹事長に、
「村上太郎君(10759)」を選出することの承認を求める件
[理由] 西日本弁理士クラブ内規「人事規程」第6条の規定に照らし幹事会として最適任であると認めため。
6. 第6号議案 令和7年度日本弁理士会四国選挙区常議員候補予定者選出の件
令和7年度日本弁理士会四国選挙区常議員候補予定者に、
「豊栖康司君(10494)」を選出することの承認を求める件
[理由] 西日本弁理士クラブ内規「人事規程」第3条第2号の規定に照らし幹事会として最適任であると認めため。

7. 第7号議案 西日本弁理士クラブ会則改正について承認を求める件

準会員制度の新設のため、西日本弁理士クラブ会則を改正することの承認を求める。

[理由] 現在会員が700名以下で会員数が減少しており、入会后3年を経過して、会費有料になってから退会する人が多いと思われる。そこで、大学等の組織の所属の弁理士（組織内弁理士）の退会抑制及び入会者数増を図り、西日本弁理士クラブの会員数を増やし、選挙の票数を増やすことをめざす必要があると認めたため。

西日本弁理士クラブ会則改正案

現行	改正案
制定（昭和49年12月総会決議、昭和50年1月1日から施行） 改正（昭和62年3月20日定時総会決議、即日施行） 改正（昭和63年3月18日定時総会決議、即日施行） 改正（平成元年3月17日定時総会決議、即日施行） 改正（平成4年9月24日臨時総会決議、平成4年11月27日施行） 改正（平成14年3月15日定時総会決議、即日施行） 改正（平成15年3月28日定時総会決議、平成15年4月1日施行） 改正（平成18年3月17日定時総会決議、即日施行） 改正（平成22年9月10日臨時総会決議、即日施行） 改正（平成31年3月8日定時総会決議、平成31年4月1日施行） 改正（令和4年3月11日定時総会決議、令和4年4月1日施行）	制定（昭和49年12月総会決議、昭和50年1月1日から施行） 改正（昭和62年3月20日定時総会決議、即日施行） 改正（昭和63年3月18日定時総会決議、即日施行） 改正（平成元年3月17日定時総会決議、即日施行） 改正（平成4年9月24日臨時総会決議、平成4年11月27日施行） 改正（平成14年3月15日定時総会決議、即日施行） 改正（平成15年3月28日定時総会決議、平成15年4月1日施行） 改正（平成18年3月17日定時総会決議、即日施行） 改正（平成22年9月10日臨時総会決議、即日施行） 改正（平成31年3月8日定時総会決議、平成31年4月1日施行） 改正（令和4年3月11日定時総会決議、令和4年4月1日施行） <u>改正（令和6年8月9日臨時総会決議、令和7年1月1日施行）</u>
第1条～第2条（略）	第1条～第2条（略）
	（新設） <u>第2条の2</u> <u>(1) 本会（西日本弁理士クラブ）の会員は、正会員及び準会員とする。本会則及び内規において単に「会員」という場合は正会員及び準会員をいうものである。</u> <u>(2) 特許事務所（以下、弁理士法人、弁護士法人を含むものとする。）を日本弁理士会会則上の主たる事務所または</u>

	<p><u>従たる事務所とする（以下、「特許事務所に所属する」という。）弁理士は正会員となるものとし、準会員となることはできない。</u></p> <p><u>(3) 企業、大学等の組織に所属し且つ特許事務所に所属しない弁理士は準会員となるものとする。ただし、組織に所属し且つ特許事務所に所属しない弁理士であっても、本人の申請により、当該申請を幹事会が承認した場合は正会員となることができる。</u></p> <p><u>(4) 準会員は、本会の総会議決権を有しない。</u></p>
第3条～第4条（略）	第3条～第4条（略）
<p>第4条の2</p> <p>(1) (2)略</p> <p>(3) 会員が次の各号のいずれかに該当する者について、幹事会は、当該会員を除名することができる。</p> <p>1. 本会の名誉を傷つけ、本会の秩序を乱し、または本会の目的に反する行為をしたとき</p> <p>2. 3年以上会費を滞納したとき</p>	<p>第4条の2</p> <p>(1) (2)略</p> <p>(3) 会員が次の各号のいずれかに該当する者について、幹事会は、当該会員を除名することができる。</p> <p>1. 本会の名誉を傷つけ、本会の秩序を乱し、または本会の目的に反する行為をしたとき</p> <p>2. <u>正会員が</u>3年以上会費を滞納したとき</p> <p>3. <u>正会員であった期間に納付すべきであった会費を納入することなく退会手続または準会員への変更手続を行おうとするとき</u></p>
第5条～第6条（略）	第5条～第6条（略）
<p>第7条</p> <p>(1) 幹事長は前年度の幹事会の推薦に基づき総会の承認により選出する。</p> <p>(2) 副幹事長及び幹事は幹事長が選任する。</p> <p>(3) 役員の任期は1月1日から1年とする。ただし重任を妨げない。（平15. 3. 28改正）</p>	<p>第7条</p> <p>(1) 幹事長は<u>正会員の中から</u>前年度の幹事会の推薦に基づき総会の承認により選出する。</p> <p>(2) 副幹事長及び幹事は<u>内規に規定がある場合を除き正会員の中から</u>幹事長が選任する。</p> <p>(3) 役員の任期は1月1日から1年とする。ただし重任を妨げない。（平15. 3. 28改正）</p> <p><u>(4) 役員に就任した正会員は、第2条の2 (3) 本文の規定にかかわらず、任期中は準会員にならない。</u></p>
第8条（略）	第8条（略）
第9条	第9条

<p>(1) 本会は毎年1回定期総会を開催する。(平15.3.28改正) ただし、幹事会が必要と認めるとき臨時総会を開催することができる。</p> <p>(2) 会員30名以上の要求があれば、臨時総会を開催しなければならない。</p> <p>(3) 総会においては、次の事項を審議決定する。</p> <p>① 本会則の変更</p> <p>② 予算、決算及び事業計画の承認 (平15.3.28改正)</p> <p>③ 日本弁理士会役員候補者の承認 (平15.3.28改正)</p> <p>④ 本会幹事長の選出(平15.3.28改正)</p> <p>⑤ 前各号のほか、幹事会において必要と認められた事項(平15.3.28改正)</p> <p>(4) 総会は幹事長がこれを招集する。</p> <p>(5) 総会の議決は、出席会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。(昭63.3.18)</p>	<p>(1) 本会は毎年1回定期総会を開催する。(平15.3.28改正) ただし、幹事会が必要と認めるとき臨時総会を開催することができる。</p> <p>(2) 会員30名以上 <u>(ただし、正会員15名以上を含む。)</u> の要求があれば、臨時総会を開催しなければならない。</p> <p>(3) 総会においては、次の事項を審議決定する。</p> <p>① 本会則の変更</p> <p>② 予算、決算及び事業計画の承認 (平15.3.28改正)</p> <p>③ 日本弁理士会役員候補者の承認 (平15.3.28改正)</p> <p>④ 本会幹事長の選出(平15.3.28改正)</p> <p>⑤ 前各号のほか、幹事会において必要と認められた事項(平15.3.28改正)</p> <p>(4) 総会は幹事長がこれを招集する。</p> <p>(5) 総会の議決は、出席 <u>する正会員</u> の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。(昭63.3.18)</p> <p><u>(6) 準会員は、オブザーバーとして総会に出席することができる。</u></p>
<p>第9条の2～第11条 (略)</p>	<p>第9条の2～第11条 (略)</p>
<p>第11条の2 第11条の規定に拘わらず、次に該当する場合は、第11条(1)に規定する会費を免除する。(平22.9.10改正)</p> <p>(1) 第12条に規定する会計年度の途中における入会者については、当該年度を含む3年度までは免除する。</p> <p>(2) 第12条に規定する会計年度の始期において満80歳以上の会員について、申し出により免除する。</p>	<p>第11条の2 第11条の規定に拘わらず、次に該当する場合は、第11条(1)に規定する会費を免除する。(平22.9.10改正)</p> <p>(1) 第12条に規定する会計年度の途中における入会者については、<u>入会</u>年度を含む3年度までは免除する。</p> <p>(2) 第12条に規定する会計年度の始期において満80歳以上の <u>正会員</u> については、申し出により免除する。</p> <p><u>(3) 第12条に規定する会計年度の全期間にわたり準会員である者については、当該年度の会費を免除する。</u></p>
<p>第12条～第13条 (略)</p>	<p>第12条～第13条 (略)</p>
<p>付則 この会則は昭和50年1月1日から施行する。 この会則の変更は総会の承認を得た時から施行する。</p>	<p>付則 この会則は昭和50年1月1日から施行する。 この会則の変更は総会の承認を得た時から施行する。</p>

<p>付則 この会則の一部改正は昭和62年3月20日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は昭和63年3月18日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成1年3月17日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成4年11月27日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成14年3月15日から施行する。</p> <p>付則 第1条 この会則の一部変更は平成15年4月1日から施行する。</p> <p>第2条（経過措置） 平成15年度の役員の任期及び会計年度は、平成15年4月1日から平成15年12月31日までとする。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成18年3月17日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成22年9月10日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>付則 この会則の一部改正は昭和62年3月20日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は昭和63年3月18日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成1年3月17日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成4年11月27日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成14年3月15日から施行する。</p> <p>付則 第1条 この会則の一部変更は平成15年4月1日から施行する。</p> <p>第2条（経過措置） 平成15年度の役員の任期及び会計年度は、平成15年4月1日から平成15年12月31日までとする。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成18年3月17日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成22年9月10日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付則 この会則の一部変更は令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>付則 第1条</u> <u>この会則の一部変更は令和7年1月1日を超えない範囲内において関係する内規の改正の施行日から施行する。</u></p> <p><u>第2条（経過措置）</u> <u>令和6年改正会則の施行日において会員である者はすべて正会員となるものとする。但し、第2条の2(3)の準会員の要件に該当する者は、令和7年3月末日までに申請することにより令和7年1月1日より準会員であるものとみなす。</u></p>
--	--

以 上